

2015年度 中央大学特定課題研究費 一研究報告書一

所属	法務研究科	身分	教授
氏名	笠井 修		
NAME			

1. 研究課題

（和文）私的自治と新しい財産権の創設

（英文）

2. 研究期間

2年間（2015年度・2016年度）

3. 研究の概要（背景・目的・研究計画・内容および成果 和文 600字程度、英文 50word程度）

（和文）

新たな財産的権利関係の創出・制御については、今日、世界的に広く共通した課題となっているが、これを実際の民法上の問題として具体化する作業は、これから取り組まれるべき課題であり、特に、その法理論的問題点の解明と実務上解決されなければならない論点が議論されつつある。

本研究では、この課題について、特に、契約法分野における「多元主義」的な理論形成の必要性が高まっていることに着目し、契約責任論の根幹にかかわる伝統的な論点に対し、アメリカ契約法の研究から得た知見をもとに、新しい理論構成の提示を目指した。特に、還元主義的な理論構成から多元主義への発展に関する考察をふまえ、また、要件論から「制御要素」論への視点の転換を活かして、伝統的論点の再検討を行った。

取り上げた論点は、契約責任における過失の位置付け、契約違反における賠償されるべき損害の範囲、そして、賠償されるべき損害の金銭的算定に関する諸問題に及ぶ。

手順としては、まず、今日のアメリカ契約法の理論状況について、詳細な情報収集と分析を行った。従来の考え方に対する批判的考察を行いつつ、特に、新しい動向に注目してその成果を吸収し、これまでの議論を克服する多元的アプローチを通して新しい結論の獲得を目指した。また同時に、契約責任に関する多彩な議論を左右する、政策的・経済的な要因に目を向け、契約責任論の相違が現実の取引当事者の行動にどのような影響を及ぼすのかを考慮することにより、契約責任のより根本的な制度把握と、従来の理論に対する一種の効果測定を試みた。

これらの検討成果をもとに、日本民法の解釈論に対する提言を行った。